

桜田チェリーズ父母会規約

- (総 則) 第1条 父母会は、桜田チェリーズ父母会（以下「父母会」と言う）と称し事務所を会長宅におく。
- (目 的) 第2条 父母会は、桜田チェリーズの健全な育成のため、次の活動を行う。
- (1) 桜田チェリーズの活動目的達成のための育成援助
 - (2) 桜田チェリーズが参加する交流活動、大会参加への援助
 - (3) 指導者の資質向上のための援助
 - (4) 広報活動
 - (5) 会員相互の親睦と体力向上のための援助
 - (6) その他、桜田チェリーズと部員少年の育成に必要な事項
- (組織・会員) 第3条 父母会は、桜田チェリーズ加盟部員の保護者により組織する。
- (役 員) 第4条 本会は次の役員をおく。（役員的人数は状況に応じて増やす事もある。）
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 広 報 2名
 - (4) 会 計 2名
 - (5) 監 事 2名
- (役員の任務) 第5条 前条の役員は、父母会会員の互選により選出する。
- (1) 会長は、父母会を代表し会務を統括する
 - (2) 副会長は、会長を補佐し会長に支障ある時は、その職務を代行する
 - (3) 会計は、父母会の会計を処理する
 - (4) 監事は、父母会の会計ならびに指導者の会計を監査する
- (役員の任期) 第6条 役員の任期は1年とする。但し再選は妨げない。補欠役員の任期は前任者の残在期間とする。
- (会 議) 第7条 父母会の会議は、総会、役員会、臨時総会とし、会長が招集してその運営にあたる。総会は、年1回とし、毎年3月に開催し次の事項を決定する。
- (1) 事業報告
 - (2) 会計報告
 - (3) 次年度事業報告
 - (4) 次年度予算案
 - (5) その他必要事項
- (総 会) 第8条 総会の成立は会員の3分の2以上の出席を要する。但し当決議につき文書による意思表示のあるものは出席とみなす。
- (会 費) 第9条 父母会の運営は会員の収める会費、寄付金その他をもってこれに当てる。
- (1) 会計年度は毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる
 - (2) 会費の内訳は、父母会会費と部費からなり、部員1名につき月額1900円とする
(父母会費900円、部費1000円) 但し入部金は2000円とする
 - (3) 鷺宮地区少年野球連合父母会の会費は部員1名につき月額1000円とし、半期分をまとめて収める
- (付 則) 第10条 父母会と指導者は緊密な連絡を取り合い、部員すべての少年達の可能性追及のため、協力して事にあたる。
- (制 定) 平成2年3月31日
- (改 訂) 平成7年3月 5日 部費改定
- 平成12年3月 父母会費改定
- 平成31年3月3日 父母会費、部費改定